

監事監査報告書

2020年6月16日

学校法人 東京家政学院
理事会 御 中
評議員会 御 中

学校法人 東京家政学院

監事 山口不二男
監事 山本真一

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京家政学院寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人東京家政学院の2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査に当たり、学校法人東京家政学院監事監査規則に準拠し、理事会及び評議員会に出席するとともに、内部監査室と連携し適時、適切に法人監査及び設置3校の実地監査を実施し、理事等から業務の報告を聴取した。また、財産の状況については、会計監査人(アイオーシー監査法人)から監査に関する報告及び説明を受け、計算書類等について検討を加えた。その結果、次のとおり報告する。

1. 学校法人の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのもと行われているものと認められる。
2. 学校法人の計算書類等、すなわち資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る決算報告書(貸借対照表・損益計算書)並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
3. 学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。
4. 学校法人は、厳しい経営環境にあり、これまでの計画の進捗の検証と着実な実行等により、財務の抜本的改善に向けて更なる経営改革に取組む必要がある。
5. 学校法人は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、同感染症対策本部を設置し、感染拡大の抑止と学生・生徒、教職員その他関係者の安全確保のため、感染防止対策を速やかに実施した。卒業式の縮小化、入学式及び行事の中止、休業の措置を講じるとともに、休業に伴う教育課程の対応、遠隔授業の実施、授業再開に向けての準備を進めた。教職員の業務体制については、時差出勤や在宅勤務の措置を講じた。

以上